

2018年11月16日

三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 御中
三菱UFJフィナンシャルグループ コーポレート・コミュニケーション部 御中

蘇我石炭火力発電所計画を考える会
石炭火力を考える東京湾の会
認定特定非営利活動法人気候ネットワーク

貴行における石炭火力発電事業への対応方針に関するお願いとご質問

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴行におかれましては、赤道原則に署名されており、また「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」を定め、環境・社会問題に適切に対応すると同時に、持続可能な環境及び社会の発展に寄与することを謳われており、石炭火力発電所に関しましても、以下の方針を掲げられています。

OECD 公的輸出信用アレンジメントなどの国際的ガイドラインを参考に、石炭火力発電を巡る各国ならびに国際的状況を十分に認識した上で、ファイナンスの可否を慎重に検討します。

方針を策定・開示されたことは、貴行が、気候変動の影響の大きさ、そして世界的な脱石炭の流れを理解されている表れと歓迎しております。

一方で、現在日本で計画されている大型石炭火力発電所は省エネ法で発電事業者に要求されているBATを満たす超々臨界であり、上記方針であれば、貴行はなお融資を続けられるものと理解されます。

私たちは、千葉市中央区に建設予定の「(仮称)蘇我火力発電所」の計画に対して、地域の大气汚染の悪化や地球温暖化に対する影響について大きな懸念を抱いており、**建設に強く反対をしています**。(仮称)蘇我火力発電所は、貴行が主要銀行として取引されているJFEホールディングス株式会社と、中国電力株式会社が共同出資した千葉パワー株式会社による事案であり、貴行に融資の打診が来る可能性が高いと考えております。**仮にそのような場合でも、パリ協定の下で目指される脱炭素社会の実現に向け、融資を差し控えるご決断をして下さるよう強くお願いいたします。**

関連して、今後の貴行の方針につきまして、確認をさせていただきたいことを次頁に取りまとめました。これに対しご回答をいただきたく、お願い申し上げます。また、本件について、ぜひ私たちと対話を持っていただきたくお願いいたします。

お問い合わせ及び、質問へご対応いただける場合の連絡先：

認定特定非営利活動法人気候ネットワーク 東京事務所 担当：桃井

TEL：03-3263-9210 FAX：03-3263-9463 e-mail：tokyo@kikonet.org

末筆ながら、貴行のご発展と、誠実にご対応頂けることを祈念いたします。

敬具

確認・質問事項

1) (仮称) 蘇我火力発電所への融資の可能性

貴行におかれまして、(仮称) 蘇我火力発電所の建設計画に融資を検討される可能性はありますでしょうか。

以下は、検討される可能性がゼロではない場合に、確認をさせていただきたい事項です。

a) 代替案分析について

貴行が署名している赤道原則では、温室効果ガス排出量が CO2 換算で年間 10 万トン超になると見込まれるプロジェクトについては代替案分析を実施することとしています。(仮称) 蘇我火力発電所の年間 CO2 排出量は推計で 600 万トン超であり、この対象となりますが、代替案分析はされるのでしょうか。またその結果、融資を見送るという可能性はあるのでしょうか。

b) 周辺住民の人権について

現在日本で実施されている環境アセスメントでは、周辺住民への人権等は、評価対象になっていないため、人権に関してどのような検討がされたか不明です。しかし、(仮称) 蘇我火力発電所は、現状でも近隣住民が JFE スチール東日本製鉄所起因と考えられる大気汚染に悩まされており、蘇我石炭火力発電所計画を考える会が実施した調査では、大気環境については 8 割以上の人が気になると回答、また石炭火力発電所建設計画についても 76%の人が反対しています。2018 年 5 月には建設反対を訴える署名 7,550 筆が千葉市長宛に提出されています。融資を検討される際には、この点について、貴行は審査の際にどのように判断されるのでしょうか。

c) ステークホルダー・エンゲージメントについて

ステークホルダー、特に地域住民の意見は事業者が優先して配慮すべき事項です。(仮称) 蘇我火力発電所は、蘇我スポーツ公園に隣接しており、より海側の西工場敷地への建設の可能性に関する声に対し、土地はそこにしか空いていない等、回答はいつも従来の説明を繰り返すに留まっています。この状況について、貴行はどのように受け止められますか。また改善に向けた支援などをしていただけるのでしょうか。

d) パリ協定との整合性について

パリ協定の発効以降、赤道原則に対しても、パリ協定との整合性を求める声が世界中から寄せられるようになってきました。この状況において、貴行としては、投融資案件審査において、超々臨界の継続ということとパリ協定との整合性について、今後どのようにお考えでしょうか。

以上

注：ご回答の有無も含めて、いただいた内容(翻訳版も含めて)は公開させていただく可能性があります。